



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

感謝状

〒102-8455 東京都千代田区二番町 8 番地 8
セブン-イレブン・ジャパン社長 古屋 一樹 様

2018 年 12 月 3 日

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

新聞各紙の報道によりますと、東京五輪・パラリンピックを控え受動喫煙対策が強化されるなか、御社は健康を配慮して東京都内のフランチャイズ加盟店に対し、店頭における灰皿の撤去を要請されるとうかがいました。これは受動喫煙防止に大きな役割を果たすものと思います。よって、ここに感謝状をさし上げます。

これをさらに日本国内に拡げ、店頭での受動喫煙に悩んでいる方々を救い、受動喫煙症を防止されることを望みます。

屋外における受動喫煙防止に関する日本禁煙学会の見解は、以下の通りです。

1. 無風という理想状態下で、1人の喫煙者によるタバコ煙の到達距離は直径14mの円周内です¹⁾。複数の喫煙者が同時に喫煙をする場合は、この直径が2~3倍になります。
2. 屋外といえども、厚生労働省の室内基準²⁾に準じて対策を講じなければ、行政の整合性が確保できません。また、屋外の環境基準につきましては、同様に環境省から出されたものがあります³⁾。
3. 条例等で屋外喫煙を規制する場合、最低直径14mの非喫煙者通行禁止区域円が確保できる場合を除いて、屋外に灰皿を設置するべきではありません。
4. 壁と天井で囲まれた屋外喫煙室を設置する場合、十分な無害化処理をほどこしてタバコ煙を放出しなければならず、これには莫大な金額がかかります。
5. 以上の科学的知見に基づいて判断するなら、屋外の受動喫煙を防止するための最上の対策は、路上および敷地内完全禁煙です。

参考1) James Repace: Measurements of outdoor air pollution from secondhand smoke on the UMBC campus. <http://www.repace.com/pdf/outdoorair.pdf>

参考2) 平成14年 厚生労働省 新しい分煙効果判定の基準
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/06/h0607-3.html>

参考3) 環境省のPM2.5の基準 <http://www.env.go.jp/air/osen/pm/info.html#STANDARD>